

第2回合併協議会会議録

日 時 平成16年2月5日(木)午後2時00分～

場 所 日吉村住民センター 3階ホール

広見町・日吉村合併協議会

第 2 回 広見町・日吉村 合併協議会 会議録

1 招 集 日 時	平成 1 6 年 2 月 5 日 (木) 午後 2 時 0 0 分										
2 招 集 場 所	日吉村住民センター 3 階ホール										
3 協 議 会 の 開 閉 時 刻	開会時刻 午後 2 時 0 0 分 閉会時刻 午後 5 時 3 6 分										
4 出席委員の氏名	広 見 町	町 長	松 浦	甚 一	日 吉 村	村 助	長 役	山 大	本 森	雅 時	之 政
		収入 役	河 野	通 末			夫 光	長 役	大 山	森 本	時 重
		議 員	坂 本	八 重		議 員	山 山	本 崎		保 進	
		議 員	松 田	建 一		議 員	芝 馬	木 本	正 幸	雄 孝	
		学 識	二 山	隆 哲		学 識	宮 宮	本 本	幸 芳	春 介	
		学 識	谷 酒	益 太		学 識	入	田	伸		
		学 識	岩	郎		学 識					
		宇和島地方局長 丹生谷 光 嘉									
5 欠席委員の氏名	学 識 渡 辺 文 恵										
6 職務のため出席 した者の氏名	宇和島地方局 山 瀬 喜 良 日 吉 村 音 地 博 広 見 町 甲 岡 秀 文										
7 出席した事務局 職員の職氏名	事務局長 高田 正博 班員 渡邊 妙子 次長 家森 康之 班員 鷺見 寿徳 総務班長 松本 幸男 班員 布 正幸 計画調整班長 宮本 茂幸										
8 広見町・日吉村 合併協議会規約 第 1 1 条により 出席を求めた者 の職氏名											
9 傍 聴 人 の 数	1 1 人										
10 協 議 事 項	下記のとおり										
11 そ の 他											

第 2 回 会議次第

日程第 1 開 会

日程第 2 会長あいさつ

日程第 3 開議

日程第 4 会議録署名委員の指名

日程第 5 報告

(1) 報告第11号 新町建設計画策定小委員会報告について

日程第 6 協議

(1) 協議第 3 号 新町の名称について

(2) 協議第 4 号 新町の事務所の位置について

(3) 協議第 5 号 財産の取扱いについて

(4) 協議第 6 号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

(5) 協議第 7 号 地方税の取扱いについて

(6) 協議第 8 号 地域審議会の取扱いについて

(7) 協議第 9 号 新町建設計画について

(8) 協議第10号 特別職の職員の身分の取扱いについて

(9) 協議第11号 条例、規則等の取扱いについて

(10) 協議第12号 組織及び機構について

(11) 協議第13号 一部事務組合等の取扱いについて

(12) 協議第14号 補助金、交付金等の取扱いについて

(13) 協議第15号 行政連絡機構の取扱いについて

(14) 協議第16号 町字名の取扱いについて

(15) 協議第17号 慣行の取扱いについて

(16) 協議第18号 農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

追加日程

議案第7号 新町名候補選定小委員会の設置について

日程第 7 その他

第 3 回 広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第 8 閉会あいさつ

日程第 9 閉 会

家森次長 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから広見町・日吉村合併協議会第2回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長 みなさんこんにちは。最近はや暖冬続きでございましたけれども、今年になりまして寒の入り以来久方ぶりの豪雪に見舞われますし、また昨日は立春といいながらこのような吹雪になりまして、いささか最近の気象条件の変化に驚いております。

今日は第2回でございまして、第1回の席上で前提案の形で出させていただいております案件がほとんどでございまして。大変こういう悪天候の中全員のご参集をいただきまして、ただ、日吉村の渡辺委員がご都合で欠席でございまして、その他の全委員ご出席ありがとうございます。そしてなお、傍聴としてかなりの数あるわけではありますが、特に当村の議会議員におかれましては、全員参加のようございまして、心から感謝と敬意を表したいと思っております。

それでは、残されております時間はいささか短こうございましてけれども、今後ご提案申し上げます案件は、すでに2町1村きほく合併協議会で議論をいただきましたものがほとんどでございまして、そういう面からいきますといささかスムーズに動くのではないかと期待を持っているところでございまして。そういいながらやはり新しい枠組みになりましたので、これがいいチャンスでありますから、十二分に前回ご議論を賜っていない側面につきましても、積極的なご意見を賜ればありがたいと思うわけがあります。つづいて地方局長さんご出席ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それではただいまから、会を開かせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

家森次長 では協議会規約の規定によりまして、これからの会議進行は山本会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山本会長 それではただいまから会議を開かせていただきます。会議に入ります前に、会議録署名委員の指名をさせていただきたいと存じます。今回の議事録署名委員に、広見町二宮建一委員、日吉村の山本重夫委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 ご異議ないようございまして、よろしくお願いいたします。

山本会長 続きまして、日程第5報告でございまして、去る1月26日に新町建設

計画策定小委員会が開かれました。その席上で委員互選によりまして、前回に続いて小委員長に広見町の坂本委員さん、副委員長に日吉村の芝委員さんがご就任になりました。それではその後2月に入りましてから第2回の小委員会も開催されておるようでございますので、併せてこの際坂本委員長さんの方からご報告をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

坂本委員長

失礼します。新町建設計画策定小委員会のこれまで2回にわたっての報告をいたします。今ほど会長の方からご紹介がございましたが、1月26日に第1回の新町建設計画小委員会を開きまして、不肖私と芝進委員が正副委員長の任を受けることになりました。今後ともよろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは報告をいたします。第1回の協議から本日までに新町建設計画策定小委員会を2回開催しておりますので、その中で協議いたしました内容につきまして、概要をご報告いたします。

第1回の小委員会は、1月26日午後2時から広見町町民会館3階大会議室で、全委員出席の中で開催いたしました。

新町建設計画策定小委員会の役割やスケジュールについて事務局から説明を受けて、来年1月1日を合併の目標期日とした場合、今後7月頃までに協議を重ね建設計画を策定しなければならないことを確認いたしております。

その後、建設計画の策定手順について説明がありました。広見町と日吉村による新町の目指す将来像は、これまで2町1村で検討してきた新町将来構想や建設計画案の方向性と基本的には変わらないことから、策定済みの計画案を基に、2町村に対応した新町建設計画として整理したものをたたき台として、今後検討していくことが提案されました。

以上が第1回の協議の概要であります。

続きまして、第2回的小委員会につきましてご報告をいたします。

第2回的小委員会は2月3日午後2時から日吉村住民センター2階研修室にて開催をいたしました。

第1回的小委員会で示された策定手順に基づいて事務局から建設計画案の提示があり協議いたしました。計画本文への記述不足や表現方法の変更等、数箇所の指摘がありましたが、それに対応した内容に修正したものを建設計画原案として、愛媛県に意見照会を行うことを確認いたしております。

今後は、意見照会の過程の中で、県の立場から見た原案に対する修正意見が提示されたら、小委員会の中でより深く掘り下げた形で検討し、事前協議に向けての修正案を策定していく予定であります。

なお、事務局から提出された建設計画の案については、小委員会においては協議途中であります。今後の県との協議等によって、内容に変更が生

じることが考えられることから詳細については協議会に報告ができるのではないかと考えております。今回のその内容については配布をしておりません。

以上が第2回の小委員会の協議の概要の報告にいたしたいと思えます。

山本会長

はい。以上で第1回、第2回の新町建設計画策定小委員会の報告を終わります。報告でございますのでご了承ということにしたいわけですが、特にご意見ございましたらお願いしたいと思えますが、ございませんか。はい、ないようでございますので報告のとおり承認することにいたします。

それではいよいよ協議入らせていただきます。

日程第6協議、案件は協議第3号から18号まででございます。それぞれ個別にご審議賜りたいと思えますが、先ず最初に協議第3号新町の名称についてを議題として、事務局から説明をいたします。

松本班長

失礼をいたします。会議資料の2ページをお開き願います。協議第3号新町の名称についてご説明いたします。

新町の名称はきほく町とするという提案であります。このことにつきましては、きほく合併協議会において名称を公募選定して、鬼北の地域にふさわしい名称ということで、新町の名称として「きほく」を選出した経緯がありまして、そのきほく合併協議会の確認内容を尊重して提案をするものであります。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

ただいまお聞きのとおりでございますが、提案の趣旨につきましてはそのようなことでございますが、この際ご意見を頂戴したいと思えます。いろいろこの点については、巷間うわさも流れておりますけれども、積極的にご発言いただきたいと思います。存じます。

どうぞ、芝委員。

芝委員

ただいま事務局のほうから今まで決まっておったきほく町という名称を継続するというふうな提案でございますけれども、私はこれについてはいささか抵抗を感じるところであります。なぜなればこれは鬼北地方というヒントの中から2町1村の合併の折に選定をした名称でございます。現在は1町1村という形の中で鬼北の大半を占めるまでには至っておりません。半数に足らないと私は人口からいっても思うわけですがけれども、それはさておき、そのこともございますけれども、きほく町という名の下に2町1村の合併を進めて参りまして、しかしその合併は現在のところご承知のとおり状況でございます。それにつれて、やはり1町1村新しく立ち上がって合併をしようということになれば、人心を一新するためにもそういう今までのことを払拭するためにも、またこの鬼北2町1村の合併の中

にはやはり苦い記憶もございます。そういうものも改めて白紙に戻して、新しい名前の中で、新しい町をつくっていこうというのが私は筋ではないかとかのように考えるわけでありまして。そういうことで、私はこの1町1村の合併につきましては、やはり新しく1町1村にふさわしい名称を皆さんと共に考えていきたいと、このように考えているわけです。以上です。

山本会長 はい、お聞きのとおりでございますが、枠組みが変わるので1町1村にふさわしい名前をとという趣旨の提案だったように思っております。外にご意見ございませんか。どうぞ、酒井委員。

酒井委員 ただいまの芝委員に賛成をいたします。広見町・日吉村合併協議会ができてから私もまた委員を拝命することになりまして、いろんな人から質問がございました。当然新しい町の名前は今までとは違うものになるんでしょうね、という問い合わせがたくさんありました。これは新しい協議会で決めることなので、これからよく相談したいと思っているという話を電話その他で返事をしたところでございますが、そういう人たちも改めて考えてほしいと。やはり特に日吉村の委員の人たちのご意見もうんと尊重してあげてほしいという意見もたくさんございました。付け加えておきたいと思えます。

山本会長 はい、ありがとうございます。外にご意見ございませんか。どうぞ、谷口委員。

谷口委員 私は、事務局の意見に賛成をいたします。先ほどのご意見の中で鬼北4箇町村半分になったわけでございますけれども、鬼北は鬼北でございます。私は、今までも各地区でご賛同いただいております。ちょっとおにきた鬼北ということもございましたが、だいたいきほくということでご理解をいただいておりますというふうにご理解しております。以上です。

山本会長 はい、宮本委員お願いします。

宮本(幸)委員 先ほど、芝委員さん、酒井委員さんが申されましたが、私も2町1村の町名を選ぶに当りましては委員としていろいろと立ち会わせていただきましたわけでございますけれども、最後には鬼北もきほくも1点か2点かの投票結果の差できほくとひらがなになったわけでございます。その後住民の声を聞きますと、きほくというひらがなには意味がない、鬼北はやはり昔からの鬼が城を中心とした鬼北11箇町村といったものがあつたわけで、この鬼北郷の鬼が城の北に面した里のこの漢字の町名がいいんじゃないかという噂がその後ございまして、なるほどなあと思っておるわけでございますが、今回は1町1村ということで立ち上がりしようとしてるん

で、町名はちょっと時間がかかってもやはり先ほどお二方委員さんも申されましたように、替えたほうがいいのではないかと考えています。以上です。

山本会長 はい。外にございませんか。どうぞ、山本委員。

山本委員 私も3人の方に賛成ですけれども、松野町が離脱しましてから1番最初に飛び込んできたことが、町名を替えるのではないかと住民の方の意見でしたが、それからずっとやはり、先ほど言われましたけれども、4箇町村で鬼北のイメージがありまして、宮本さんが言われましたが鬼北というのは鬼、北でひらがなは余りふさわしいのではないかと考えていましたし、心気一転するにはやはり、大変前回も5か月くらい時間かかっておりますけれども、それほどの時間はかからないと思いますし、事務局には大変ご迷惑をかけますけれどもやはり、新しい町名を、再度またきほくなるかも知れませんが、一転して考えるべきではないかと考えています。以上です。

山本会長 はい。外にないでしょうか。どうぞ、坂本委員。

坂本委員 それぞれ意見が出ておりますが、これ協議第3号なので継続をして第4号から協議をするようにして、これについては継続ということで後に回したらどうですか。

山本会長 はい、今のようなご提案もございました。ご発言の数からいきますと、この際替えてはどうですかというご意見の方が多かったように思いますけれども、これはそう軽々に判断すべきものではございませんで、前回の時にもずいぶん時間をかけて小委員会で練り、そして最終的には投票で決したという経緯がございます。そういうふうな慎重な取り扱いにいたしておりますので、この件につきましては原案を認めていただければ今日の確認はとれますけれども、そうでないとすればやはり時間をかけるべきかなというふうに、私としても考えるわけですが、いかがでございましょうか。継続ということでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 それでは協議第3号につきましては、継続審議ということにさせていただきまして、それぞれの委員さんにおかれまして、できるだけ多くの住民の方々のご意見を集約していただくというふうなことも必要ではないかと考えておりますので、ご迷惑でございしますがそのようにご努力をお願いしたいと思います。

それでは、続いて協議第4号新町の事務所の位置について、本案を議題として事務局の説明を求めます。

松本班長

それでは会議資料の3ページをご覧ください。協議第4号新町の事務所の位置について、1 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永800番地1（現在の広見町役場）とする。2 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。3 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、2町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定するものとする。4 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。という提案であります。新町の事務所の位置につきましては、きほく合併協議会において事務所の位置選定小委員会を設置し十分な検討協議を踏まえまして、全体会で基本調整方針案を確認いただいておりますので、その基本調整方針を尊重し提案するものです。

なお、一部変更しております。1の新町の事務所の位置については、位置が容易に分かるようにするために、住所地番の後に括弧書きで現在の広見町役場の文字を加えております。

また、合併の枠組みが3町村から2町村に変わったことによります字句の変更につきましては、別冊の協議調整方針の基本調整方針変更内容一覧表をお目通しください。なお、参考資料を別冊でお配りしておりますけれども、これに記載しております留意事項、根拠法令等につきましては、この後に提案いたします協議におきましても、特に変更したものあるいは説明が必要なもの等を除きまして、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

はい、以上で説明が終わりました。ここでご所見を受けたいと思います。ご意見ございませんか。どうぞ、芝委員。

芝委員

新町の事務所の位置の第2点目ですけれども、現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとするとうございますけれども、かねがね2町1村の折にも申し上げましたように、急激な住民サービスとかあるいは利用の度合いによつての便宜の問題について、分庁方式というふうな言葉も出ておつたようとうございますけれども、このただ単に支所ということの表現ではちょっと、何かイメージといたしますか皆さんの受け止め方あるいは、現在大幅な急激な体制の変化というものは、日吉にとっては非常に今のところ皆さんが困るというふうな意見もございまして、ただ支所だ

けでは支所の機能なりそういったものの全容というものが非常に漠然といたしておりますけれども、ある程度の分庁的な機能を備える、いいますれば言葉で表現しますと総合支所といいますか、そういうふうな表現で支所というものをしていたらどうかというふうに、私は考えております。以上です。

山本会長 ただいまのご発言でございますが、ご提案申し上げております協議第4号は位置についてのみのご提案でございます。その支所なり、本庁の性格につきましては協議第12号で組織及び機構についてという案件でご提案申し上げますので、その時にご審議いただければありがたいと思います。

芝委員 分かりました。

山本会長 本案につきましては、2町1村きほく合併協議会でご審議いただきました内容とほとんど変わっておりません。ただ、番地の後に明確に本庁の名称を付け加えたということでございます。ご異議ございませんか。
どうぞ、二宮委員。

二宮委員 失礼します。広見町近永というのは今までどおりアルコール跡地のことですか、それとも広見町旧役場も含めてのことですか。3番の建設予定地です。

山本会長 事務局から回答させます。

松本班長 失礼いたします。今ほどの件についてお答えをいたします。きほく合併協議会の新町の事務所の位置選定小委員会の折に協議しておりますのは、候補地としては具体的に近永につきましてはアルコール工場跡地が出ておりまして、その他の永野市、興野々、出目につきましては、場所の特定が不可能でしたので、大字単位の表現で選定をしておるというふうな状況でして、現在のところは大字近永という表現に変えさせていただいておりますけれども、具体的に協議をしているのはアルコール工場跡地ということになるかと思えます。

山本会長 続いてございますか。

二宮委員 もちろん、そしたら旧庁舎を建て替えるということも含まれるわけですか。

山本会長 この件については、建設計画で当然骨格を成すといいますか、重大な問

題になってきますので、当然その中で議論されると思いますが、この案件は、いわゆる漠然とした新町の新庁舎を建てる場合の位置はこうですよ、ということくらいにしとるわけですし、これはもう前回でもいろいろ議論ありましたけれども、これ以上絞り込むのは現段階では無理ではないかというふうな考えでございますので、ご了解いただければと思います。

二宮委員 分かりました。

山本会長 どうぞ、入田委員。

入田委員 ただいまの二宮委員と重複する質問になるんですが、今回松野町が離脱したということで、1町1村で新しい町をつくっていくという形になってるわけなんですけど、3町村の時と2町村を比べてやはりこういった大きな額の計画に関しては、3町村の時ほどスケールメリットがかなり崩れるのではないかと私は思っていて、二宮委員のおっしゃりたいことは、要するに今の広見町役場の位置言いますか、役場をどうにか再利用といいいますか、使っていけないかと、それで会長がおっしゃったことも分かるんですが、それであれば近永というのも確認の意味なんですけど、今の役場の位置も含まれているということで考えておってよろしいんでしょうか。

山本会長 今確認をしたところですが、大字名でこれ表示をいたしております。興野々、出目、永野市いずれも大字であります。したがって近永ということになれば、現在の広見町役場の位置、さらにはアルコール工場跡地も含むそうであります。

ご関心の向きは重々理解いたします。建築の可否については、今後の大きな課題と思っておりますので、今日のこの案件につきましてはあくまで、建てる場合はどの位置にするということで4箇所の候補地というふうにご理解いただければと思います。

はい、どうぞ坂本委員。

坂本委員 この案で確認してよいかと思います。

山本会長 原案確認というふうなご意見もございましたが、大きく変わっておりません。したがって今後に残されます別の案件でご審議いただきます面もあるわけですが、本案につきましては新庁舎が仮に建つとすれば、建つまでは今の広見町役場を本庁として使うというふうな趣旨、更に建てる場合は4候補地の中から絞り込んでいくという趣旨、等々でございますが、これは2町1村の協議と全く内容が変わっていないと思っておりますが原案どおり、ご確認いただけますでしょうか。

- 全委員 異議なし。
- 山本会長 ご異議の方が無いようでございますので、全員のご了解で確認と決定とさせていただきます。
- 山本会長 続きまして、協議第5号財産の取扱いについて、本案を議題といたしまして、事務局の説明を求めたいと思います。
- 宮本班長 失礼をいたします。会議資料の4ページをお開きください。協議第5号財産の取扱いについて、財産の取扱いについては、2町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。内容についてご説明申し上げたいと思います。参考資料の5ページをお開きください。項目別調整方針の左側に留意事項を記載しておりますが、地方自治法第7条第4項の規定に、市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めるとされております。また、地方自治法第237条には、地方自治法でいうところの財産として、公有財産、物品、債権、基金をいうと規定されておましてこれらもまた細かく定められております。
- 今回の合併に関します財産の内容につきましては、参考資料の7ページに平成14年度の決算時における内容を記載しております。この細かな内容につきましては、大変膨大な資料になりますので、ここには細かくは記載しておりませんが、地方公共団体につきましては、その年度その年度で決算時点でのそれぞれの町村の監査委員による、決算監査を受けておりますので、ここでは決算書による概要のみ記載させていただいております。なお、物品、債権、基金等につきましては、それぞれの年度で増減がありますので、合併時点で所有するすべての財産について新町に引き継ぐこととしております。以上でございます。よろしくご審議ください。
- 山本会長 以上で説明が終わりました。本案につきましても前回の協議と大きく変わっておりませんが、この際ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、河野委員。
- 河野委員 参考資料のところなんですけれども、市町村の財産というのはこの参考資料の下に書いてありますけれども、決算資料の財産とは私は違うと思うんです。決算資料の財産というのは一部でありまして、その他の財産というものもあると思うんですが、そのようなものはどういうものがあるかご説明を願いたい。
- そして、調整方針の上のところなんですけど、2町村の所有する財産、公の施設及び債務等、この債務等の等はどのようなものが入っているかいうことを質問したいと思います。それから財産の中の決算資料の中ですが、

基金ですけれども、基金はここに一応決算で書いてありますけれども、実際の新町の建設計画とか財政運営については、やはり財政調整基金というのが非常に大きな要素を含んでおりまして、その他の特定目的の基金というのは余り今後の町づくりにそんなに影響はないと思いますので、財政調整基金の額だけ報告をしてほしいと思います。以上でございます。

山本会長 ただいまのご意見に対して、事務局説明できる範囲で。

宮本班長 失礼をいたします。ただいまご質疑がございましたように、公の財産といえますものは決算資料だけにはとどまらず、いろいろなものが出てくると思われます。ただ広見町・日吉村におきまして、それぞれの町の財産として認識のあるものすべてを含むというふうな形で、私どものほうは認識をしているつもりでございます。ただ、ここで表現します中で法的に地方自治法の中に表示がされておりますものとしまして、市町村の財産としては次のようなものがありますよ、というふうな記載がありますので、それに基づいた表記をしたということをご理解をいただいたらと考えます。

次にもう1点ですが、基金の関係、これにつきまして本日細かな資料を持ってきておりませんが、平成14年度の決算時におけます基金のそれぞれの金額につきましては、別に細かな表を持っておりましてその中の合算資料として出してありますので、その点につきましては次回でもお知らせしたいというふうに考えております。

それから債務等というふうなことで記載をしておりますが、ただこれは一概に債務だけではありませんで、それぞれの権利に関するものそういうふうなものすべて含むと先ほど申しました決算資料に記載されておりますものだけではなくに、それぞれに町村が持ってあります権利関係のものも含むというふうな意味合いで、言葉としては債務等というふうな表現をさせていただいておるといふような状況でございます。ちょっと今のところ細かな資料が手元にないものがありますので、説明不足とは存じますが、そのように事務局では解釈をしております。

山本会長 どうぞ、河野委員。

河野委員 今の回答では納得いかんと思いますけれども、町村の財産というのは決算資料ではないということは抽象的に申し上げましたが、長狭物ですね、そういうものもやはり町の公有財産なんです。ですから決算書には道路とか橋梁とかため池とかああいうふうな長狭物は一切載ってない。本来であればそういうふうなものは重要なその財産ですから、ここにやはり報告をしてやるほうがいいんじゃないかという質問をしたわけなんです、そういうものではないですか。

宮本班長 失礼します。確かにご指摘のとおりでございまして、長狭物等につきましても現在法定外公共物の譲与の関係で、国のほうから譲与を受ける手続を進めておりまして、それらがすべて町村に譲与を受けるというふうな手続が進んでおります。それらもすべて含まれるというふうに考えますが、これにつきましては、細かくどこそこの何平米というふうなものは、法定外公共物の譲与の一覧というふうなものの中で記載されまして、それらはすべて公共の財産というふうなことで新町に引き継ぐというふうな考え方でいきたいと考えております。

山本会長 坂本委員どうぞ。

坂本委員 今ほど隣の方が心配されて具体的なこと言われておりますけれど、この協議第5号の財産の取扱いについての文言で私はいいんだらうと思いません。これは、今の残高をとやかく、今確定できる残高は来年の1月1日の合併の時点には異なることが起きろうと思うんです。1月1日の合併の時点で所有するすべての財産債務を引き継ぐということに理解をしとけばいいんではなかろうかと思いますが、そうするとこれはしごく当然のことです。ですから、本日確認して何ら差し支えはないと思います。

山本会長 はい、いささかご意見が分かれておりますが、この調整案といいますか提案申し上げております文言からいきますと、今坂本委員がおっしゃったように、合併時点で所有するすべてのものを新町にということですから、いささか現時点とは動くものもございましょう。それから長狭物との関係につきましても、広見も日吉も関連性ありますがこれは細かくやはり台帳に登載をして、名実共に町有であり、村有であるということにしないと、概念だけではちょっと今の段階ではつかみにくい側面があるかなというふうにも、個人的に考えておりますがその点いかがでございましょうか。かまいませんか。

貴重なご意見として頂戴させていただきます。

財政調整基金のご心配もございましたけれども、これらも大きく14年度決算から15年度決算があり、そして16年度の会計どう動くか分かりません。そういうことでございますので、私の手元に14年度の決算もっておりますけれども、これはもう報告せずにおかしていただきたいと思っております。

協議第5号につきましては、いろいろご意見頂戴いたしましたけれども、原則論といいますか、現時点ではこういう文言形式でしか確認がとれないという面もございまして、ご了解いただいてご発言の趣旨は十二分に理解をさせていただきますので、できるだけ合併時点におきましては明確にして、それを引き継ぐという形にさせていただきたいと思っております。

この調整案でご確認頂戴できでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、全員ご異議ございませんので、協議第5号につきましては原案のとおり確認と決定させていただきます。

続きまして、協議第6号町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて本案を議題として、事務局が説明申し上げます。

松本班長 それでは会議資料の5ページをご覧ください。

協議第6号町村議会議員の任期及び定数の取扱いについてであります。1 議会議員については市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。2 新町議会議員の定数は 人とする。3 新町議会議員選挙の選挙区は、最初の一般選挙に限り、旧町村単位で選挙区を設けることとする。4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整するという提案であります。

新設合併の場合には合併関係市町村の議会議員はすべてその身分を失うこととなりますが、合併特例法に規定をされております二つの特例、定数特例と在任特例がありますけれども、このうち在任特例を適用いたしまして、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任するというものであります。

なお、この特例の適用の期間につきましては、きほく合併協議会での確認内容を尊重し提案するものであります。

次に新町議会議員の定数につきましては、別冊の参考資料の10ページをお開きいただいたらと思います。参考資料10ページ左の方に留意事項等記載しておりますが、合併の際には、合併特例法第6条及び第7条の規定により、合併関係市町村の協議により、議員の定数や在任に関する特例を適用することができますが、第6条第1項ただし書き及び第7条第1項ただし書きでは、議員がすべてなくなったとき、あるいは議員に欠員が生じたときは、地方自治法第91条の規定による定数に復帰するまで減少するとされています。

平成15年1月1日から施行された地方自治法の改正前は地方自治法第91条の規定による定数とは法律上の定数を指していましたが、この改正により議員の定数は、条例で定めることになりましたので、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。したがって、議員の定数や在任の特例を適用する場合には、合併特例法の規定による特例定数と地方自治法第91条の規定による特例の適用期間を経過した後に適用する定数の双方を合併前に定めておく必要があるということになります。このことから、地方自治法の規定に基づく議員定数を合併までに定める必要がありまして、この定数につきまして

は、広見町・日吉村の合併の場合、国勢調査による人口が13,080人となりますので、地方自治法第91条の規定によりまして、22人を超えない範囲内で定めることとなっています。

なお、基本調整方針案には、定数を提示しておりません。町民の代表として最も適した定数を協議会において十分検討協議していただきたく、提案するものです。

次に議会議員の選挙区につきましては、公職選挙法第12条では、選挙の単位は市町村の議会の議員は選挙区がある場合にあっては各選挙区で、選挙区がない場合にあっては、その市町村の区域において選挙することとされていますが、同法第15条第6項におきまして特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができると定められております。このことから、新町における議員の在任特例期間経過後の一般選挙については、旧町村の区域の住民を代表する議員がなくなるという懸念などに配慮いたしまして、最初の選挙に限り小選挙区を設け、旧町村の住民を代表する議員を確保するというものであります。参考までに、参考資料の12ページに選挙区を2つとした場合の人口に比例した数値を試算しておりますので、ご参照お願いいたします。

最後になりますが、新町議会議員の報酬の額につきましては、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整することとしております。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

はい、以上で説明が終わりました。ここでご質疑、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、芝委員。

芝委員

この特例法による任期の延長のことをございますけれども、前回の2町1村の場合6カ月間の任期を延長するというふうにご同意の中で決定をしておったと思いますけれども、3月の予算編成あるいは4月の予算の議決、そういったものを勘案して7カ月の延長をとということで決定をしておったと思います。最初の予定は申し上げるまでもなく、10月予定で4月30日がその7カ月間の延長期間であったと思いますけれども、今回は1月1日が予定ということになりますと、延長期間は3カ月ということになります。前回6カ月の延長をと希望をしてそれを決定したことには、それぞれの意味がありまして、いわゆる大幅な異動があった場合、新しい町の中でやはり今までの合併の経過なり、これからの方針なりそういったものについての執行の、何と申しますか状況あるいは新町の方針そういったものが、合併協議会のあれに即して《聞き取り不能》に向かって努力をされているか否かというふうなことも確認をしたいと、議会として監視とまでは言いませんけれども、そういう意見で6カ月の延長をして新町の将来の基礎を見届けたいというような意味合いもあったと思ひまして、ただ何ヶ月、何ヶ月の議論ではなかったと思ひます。

それで今回1月1日ということになれば、前回の趣旨に基づいて7カ月ではなくて、最初の基本の6カ月という延長期間が最もこの協議会に出席をされない議員さん方のご意見もそこにあるかと、私は推測をするわけですので、その点十分皆さん方のご理解をいただきたいとこのように考えるところです。

それと、続けて申しますけれども、この選挙区の問題ですけれども、2町1村で合併をする場合にはそういうことも有うるかなというふうな考え方もいたしておりましたが、それでも私は全町一区で選挙をするべきというふうな意見を申し上げたことがございます。なお、1町1村になれば、本当に気心の知れた広見と日吉の合併でございますので、区域分けをして、しかもただ4年間1期限りの区域分けの選挙というものもいかがなものかと、やはり最初からお互いがその自分の新町に対する信念を全町に訴えて、その中から選挙戦を戦い抜き、議員としての資格を得て新町の町政に向かって努力をしていただきたい、こういう気迫が欲しいなとこのように考えるわけでございまして、この2点についてご意見を申し上げます。以上です。

山本会長 はい、ありがとうございます。どうぞ、坂本さん。

坂本委員 議会議員の任期及び定数については、この合併協議会だけで決定するわけにはいかない。合併の関係市町村の議会の協議を行う必要があるということですから、本日ここに提案して本日決定することはいけないから、それぞれの意見を聞いて、そして1町1村の議会に持ち帰って、このことについては議会の協議が必要ですから、3月の定例会等に十分広見町と日吉村の議会でも協議をしていただく。そして4月の協議会で再度このことの決定的な取組をするということで、本日は前提案ということで継続審議ということにすべきだと、若干の今芝さんの意見が出たように、それぞれ意見を述べられることはいいけど、それを集約して今日ここで決定することはちょっと無理かなと思いますので、継続審議ということの扱いにしたいなと思いますがいかがでしょうか。

山本会長 お二方からご意見が出ておりますが、その他の方でございませつか。早速に今日確認というふうなことには、当然ならんと思いますが、ご意見だけはせっかく提案いたしましたので頂戴をしてそして全員の、といいますか大多数のご承認があれば継続という扱いにさせていただきたいと思っております。第1項第2項につきましてはそのとおりであります、含めて第3項もこれは大きな問題でございますので、選挙区をどう扱うかということについても、ご意見を承っておったらと思っております。

それでは、問題がなかなか大きゅうございますし、概ね1時間が経過いたしましたので、ここで休憩を取らせていただきまして、再開を3時10

分にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

山本会長

時間多少経過いたしました、再開をいたしたいと思ひます。協議第6号につきましては種々ご意見ございましたけれども、どの案件につきましても、どれが重い軽いはございませんが、これは坂本委員がいわれましたようにこの協議会だけで最終確認ということは、性格からいってもいかがかなというふうに思ひますので、お持ち帰りをいたひいて3月定例議会で十二分にご審議いただくと、その時間内に、そういうことでございますので私も同感でございますが、ただ白紙で、原案なしでお持ち帰りいただくのもいかがなものかというふうな気持もいたひますので、今日確認には至りませんが、1項の在任特例を適用する場合の扱ひ、2項の人数、そして3項の選挙区の問題でございますが、いずれにいたひましても、もう少し時間をお貸しいただひいてここで積極的なご意見を賜って、そしてお持ち帰りいただく原案と申ひますが、そういうものを一応集約させていただきたいと思ひておりますが、この点についてはいかがでございましょう。

ご異議ございませんか。

(拍手)

はい、それでは一つずつ進めさせていただきたいと思ひますが、先ず第1項目であります。任期特例を採用する場合に、年明けの17年4月30日ということに前回の2町1村では決めておりました。お説のように議論の中では合併後半年ということもご発言の中にあつたようではありますが、最終的には私の記憶ではそういう期間じゃなしに、4月末をもって任期としようじゃないかということで最終的には確認になつたというふうに記憶をいたしてあります。したがって、それは確かに芝委員の言われたように、合併後半年とさらには1月プラスの7月というふうな意見もございましたけれども、そういう趣旨でこの1項目原案は4月30日になっておるわけでございますけれども、1月1日に合併が予定どおりいくといたひますと、50日以内に新町の町長の選挙があるわけであります。したがって、想像的には2月の頭くらいには町長さんが決まるのではないかと申ひますが、そうなりますと3月の定例議会に新年度予算を提案するといひましても、骨格予算を組まざるを得ないと思ひてあります。通年予算はなかなかこれは組みがたいと思ひますが、そういうことになりますと政策予算を含めた正規の予算案を出せるのが、6月定例ということになってくるのが常識的な話であります。そういうことも踏まえて、先ほど議論のございましたように新町のスタートの時点で、協議会で議論したことがどういふふうに動いておるのか、さらには予算の内容がどうなつているのかといふところまで審議をすべきだと、こういうご趣旨の発言もございました。そういうことを踏まえて考えますと、今申し上げましたように、あくまでも

これは私見でございますけれども、期間じゃなしにやはり6月の定例議会というものが比較的といいますか、かなり重要な議会になってこようかと思いたしますが、そういうことも含めて、議論を賜ればありがたいと思うわけでありませ。

まず、第1項在任特例を4月30日とする件について、いやこれじゃ無しに今発言のあったように、半年であるとか7カ月という意見ございましたけれども、その期間じゃ無しに議会としてどういふ審議に参画するのが妥当なのかというふうな点も含めて、議論いただければありがたいと思いたませ。

坂本委員 はい、会長。

山本会長 どうぞ、お願いませ。

坂本委員 私は在任期間の任期のことについては、できれば理想は合併と同時に議会は失職、解散をしてあらためて住民から選挙によって議員が選ばれるということの方が理想だと思いたませ。がしかし、そうなると首長も議会も同一選挙になるんであろうと。町長の選挙と議員の選挙を一緒にやれば、非常に費用も軽減されて合理的とは思いたませけれど、この鬼北の中では三間町が町長選挙と議員選挙を同一日にやっておりますが、非常にいろいろと混乱があるようなことを耳にしておりますが、そういったことを避けて選挙民が選ぶのは議員を選ぶということに専念し、首長を選ぶのは別の日に選ぶということのほうが、すっきりした選び方になるだろうと思いたませので、若干の延長をしたらどうかということでありませ。

基本的には、合併と同時にすっきりと解散をして新しい体制をつくることの方が、私は理想だろうと、これやっぱり住民も望むところだろうと私は思いたませ。がしかし、そういう諸事情がございますから、ここに提案されております期日が4月30日ということになっておりますが、これを3月30日に議会の任期は終るといふことでいいのではなからうかと思いたませ。4月30日でなしに、3月30日で議員の任期が切れるということにしたほうが非常にすっきりすると思いたませ。いふことは、定数現状からいきますと28名になりますから、これ財源的にもやっぱり不合理なことが続きますから、1カ月でも早く解散をするほうが私はいいと思いたませ。各位の意見もそれぞれ出していただいて、そういったものを原案にして、どう決まるかは別ですが、そしてそれぞれの議会に相談してもらい原案作りを今日すべきだと、それが決定にはなりませんけれど。以上です。

山本会長 はい、3月末というご意見でございますが、いささか3月という月はそれぞれ定例議会をもってあります。それともう1点その月に果たして議員の場合はさかのぼって30日以内に選挙になりますから、向こうじゃなし

に、そうなりますと3月中に選挙をしなくてはならないという問題が生まれてきます。その辺がどうですか、ちょっと気ぜわしいといいますか物理的に混乱するようなことがあるかなという気がするのですが、これはあくまでご意見でございますので、どしどしご意見出していただいておりますので、どうぞ積極的なご発言をお願いします。どうぞ、河野さん。

河野委員

私はこの原案のとおり17年4月30日がいいんじゃないかと思えます。その理由というのは、議員さんの職務といいますかそこら辺は先ほどもいろいろありましたように、一番大きいのは、条例の改廃とか、予算の審議、決算の承認等が主なものでありますが、そこらを勘案してどう判断するかであります。特に予算のことについていろいろ議論がありますけれども、予算そのものは新町建設計画という大きな枠組みがあって、予算編成をしなければ、まったく離れてその予算編成することはできないと思うんです。ですから、長く議員さんがおってらって、十分審議をすることとは大事だけれども、基本は合併協議会なり新町建設計画において決まっておるわけですから、そこでその時の首長がそう簡単に380度も変えて、私はこうやるぞという人もあるかもしれませんが、そこはそうないのではないかと思いますので、できるだけ短くしてそれに住民感情も今頃あるわけでございますから、短くしてしかも効果のあるようなものに任期を定めたらいいのではないかと思います。17年4月30日までがいいのではないかと考えます。

山本会長

はい、どうぞそのほかにございましたらいただきたいのですが。

坂本委員

会長。

山本会長

はい、どうぞ。

坂本委員

先ほど、言いましたこと取り消します。議会の任期の後に終わってから選挙になるわけにはいきませんから、3月中に会長言われるとおり3月末にすると、3月に選挙をせないけん事になりますから、ここにかいてあるように4月30日がいいでしょう。できるだけ私は経費も、心気一転するためにもできるだけ早くという気持ちから、そのような性格を踏まえずにものを言いましたけど、取り消しをします。4月30日でよろしいと思えます。

山本会長

はい。4月30日任期というお説と、7月末ないしは6月末というお説と二つに分かれておるようですが、2案を持ち帰るということも一つの方法かもしれませんが、ほかにございましたらちょうだいしたいと思

いますか。ございませんか。どうぞ。

松浦委員

前回の折にも申し上げたんですけれども、私はあくまでも自治法にのっとってやることのほうがすっきりするし、町民の理解も得やすいのではないかというふうに思っております。ただ、それに固執するわけではございませんで、新しい町をつくるためには、やはり理事者と議員が協力をしなくてはならないという事が大前提でございますので、その辺の事も含めて今ほど、いろいろご意見が出ておりますが、そこらまた皆さんいろんなご意見いただきながら、一つの広見・日吉の議会に提案をするたたき台をつくるということでございますが、その辺私は先ほど言いましたように、原則論を変えるわけではございませんけれども、固執をするということではございません。ただ、今申し上げたとおりでして、議会の皆さんの協力なくして新しい町はできないということも十分理事者として考えておりますので、その辺をお含みおきいただいて、ご意見をいただいたらと思います。

山本会長

はいどうぞ。二宮さん。

二宮委員

私は、町長選挙と一緒に同日解散に賛成します。その理由はその町が続く限り、また4年後に2カ月ごとに選挙をしなくてはなりません。その費用が前に総務課に聞いたら700万円前後一度にいたると言われましたので、是非この際に同日選挙をお願いしたいと思っております。

山本会長

はい、今二宮さんの方から新しいご意見が出てまいりました。首長の選挙と併せて、いわば2月の10日くらいまでですか、選挙せよというふうな話でございますが、これも一理あると思っております。いろんなご意見が出ますが、出していただいて一案に絞込みができないとすれば二つくらいにせざるを得んのかと思っておりますが、一応今日の場合は最終確認ではありませんので、どしどしご意見を出していただいて、もっと理想的といいましょるか理論的に通る線を出していただきたいと思っております。こちらが先、谷口さんどうぞ。次、松本さんお願いします。

谷口委員

私は、坂本委員の意見に賛成でございます。先ほどの町長と議員の同日選挙は非常に具合が悪い。これは、三間町その他私もタッチしたことございますが、議員も非常に困る。町長どっちに付くか、自分の立場と混乱してこれはもう是非避けてもらいたいというふうに考えます。やはり前日も3月の定例会で予算を成立して、4月で解散をするというのが前回の趣旨であったというふうに思います。そのように私も賛成をいたしたいと思っております。以上です。

山本会長

どうぞ、松本さん。

松本委員 今ほど私もその件を言おうかと思いましたが、同意見でございますけれども、先ほど7カ月延長であったんだからということもありましたけれども、基本的には4月30日ということをもって逆算したら10月が目標だったので7カ月延長という形をとられたんであって、1月1日ということになれば、4カ月延長で最終期限は4月30日というこの形で、今ほど谷口さん言われたように、議員の選挙が3月にさかのぼらないといけないということになりますと大変忙しい時期にもなるし、また同日ということに対しては、予算面は簡素化できるけれどもいろんな面で不都合が点が出るので、私はこの原案のとおり4月30日を期限としたのでいいんじゃないかというふうに思います。

山本会長 はい。どうぞ、議員さんの立場もございましょうからどうぞ。

松田委員 今の、それぞれご意見が出ておりますけれども、私も原案どおりでいいと思います。町長選と議員の選挙、これは本当に混乱する元で、町民もやはり迷うのではないかなと思いますので、別にさせていただきたいと思っております。

山下委員 失礼いたします。私もこの原案どおりでいいと思います。

酒井委員 私も、原案どおりで結構だと思えます。

岩本委員 同じく原案どおりでいいと思えます。

山本会長 順次お願いいたします。どうぞ。

入田委員 私は、できることなら一括選挙という、首長選挙のときに同日で願いたいと思えます。

宮本(芳)委員 原則的には町長選と同日選挙でいかと思えますけれども、種々いろいろな事情がございますので私は一応、原案どおりでいいと思えます。

宮本(幸)委員 私も、原案どおりでいいと思えますが、いろんな例がありました。ちょっと記憶によるところでは、東かがわ市が住民がもめて即時解散して同時にといったこともあったようではありますが、住民の方々はそういう考えも持たれる方もあると思えますけれども、私はこの提案されましたものに賛成でございます。

山本会長 どうぞ、馬木さん。

馬木委員　　はい、この問題については、十分これまで審議を尽くした結果でございますし若干日がずれましたけれども、原案でいいんじゃないかと思いません。

山崎委員　　私も原案どおりで良いと思いますが、ちょうど3月末というのは先ほど出ておりましたようにいろんなことで、一緒になるということもありますし、また6月末というのはやはり長すぎるなど、住民からみてどうかという感じがしますので、提案の日付で良いと思います。

山本委員　　私、原案どおりは賛成じゃないんですけれども、町長選と議会の選挙は別にさせていただきたいんですが、2月に新町長が生まれるということは、新しい町長ができて、そして即4月にまた新しい議員ができるということは、ちょっと無理かなということで、6月の定例会が済んでそれから大変長引くかと思えますけれども、これは新しい町づくりのためには、大変費用がいるといわれますけれども、私はあまり膨大な費用ではないと思います。それで新町の6月の定例議会が一番大事な議会になりますので、この議会を終えて解散するべきではないかと考えます。以上です。

大森委員　　原案どおりでいいのではないかと思います。

山本会長　　以上で全委員さんのご発言をちょうだいいたしました。お聞きのとおりでございます。圧倒的多数で原案賛成というふうなことでございます。そういうことでございますので、いろいろご意見出ましたけれどもその方向で一つお持ち帰りいただいてご検討願いたい、いうふうに思います。

続きまして定数の問題でございますが、これについていろいろこれも議論の分かれるところでございますが、法令どおりにいけますれば22名まで可能であるということでありまして、類似団体眺めてみましても資料にありますように、12ページでございますがご参考にさせていただいて、ご意見をいただければありがたいと思います。

どうぞ、松本さん。

松本委員　　先般の3町村の場合で18名という提案で大体出ておったと思うんですけれども、今回1町1村という形の中で考えて、それと同時に人口、近隣町村比較したときに、それから財政面とかいろんなこと町民の感情とかを踏まえましたが、私の意見ですけれども16人くらいで適当な人数ではないかなと私は思います。

山本会長　　はい、ありがとうございます。ほかにどうぞ出してください。そしたら、交互に今広見出していただいたんで、日吉いきますか。

- 大森委員 私は12から14人くらいでどうでしょうかと思います。
- 山本会長 今度広見の方からどうぞ。議員さんどうぞ。
- 坂本委員 類似団体と比較しても、津島町が今16人なんです。これはこの合併が成立しても大体人口は津島町の規模と同じになりますよ。だから16人の定数で良いのではないかと思います。
- 山本会長 今度、日吉どうぞ。
- 山本委員 私も同じで16で結構だと思います。
- 山本会長 どうぞ、広見の方から。
- 河野委員 私は、議会審議がうまく支障のないような人数がいいと思ひまして、やはり常任委員会を設置するとすれば、ある程度の人数がいるので16人はちょっと少ないので18人がいいのではないかと思います。
- 山本会長 どうぞ、日吉。
- 山崎委員 私は、資料にありますように16人がいいことないかと思います。
- 山本会長 はい、どうぞ広見町。
- 松田委員 私も16がいいのではないかと考えております。
- 山本会長 どうぞ、芝さん。
- 芝委員 いろいろとご意見が出ましたけれども、私は前回の3町村で18というだいたい皆さんの同意を得ておいた事例を踏まえて、やはり18ということになるとちょっと多すぎるかなという感じがします。やはり1町1村ということになれば16人あたりが適切ではないかと、このように考えます。
- 山本会長 はい、ありがとうございます。二宮さん。
- 二宮委員 類似団体の議員数を比較するとやはり16人が適当かと思われれます。
- 山本会長 はい、どうぞ馬木さん。

馬木委員 私も16がいいと思います。

山本会長 どうぞ、山下さん。

山下委員 失礼します。前回の時にも言ったんですけども、やはり町民の立場とすれば合併をしているんな要望もあろうかと思imasるので、人数は多いほうがいいという考えは変わってないんですけども、いろんな方の意見を聞いてみますと人数が多ければいいというものじゃないですよと、いうようなことも聞いておりますので、経費の面もあろうかと思imasますが、ちょっと人数を16、18とはっきり私決めかねるのでんですけども、どうしよう、それじゃ16名で、すみません。

山本会長 どうぞ、日吉。

宮本(幸)委員 ちょっとはっきりしたことが出んのですけれど、やはり財政とかいろんなこういった時代の合併の問題はこういったことからきているので、今は有能な方々が代表に出てもらうのですから、吏員も半分になる、議員も半分になる、16人、千人に一人ちょっと超えると思imasますがそれくらいのことやっていただくほかないんじゃなからうか、大勢出てもやはり有能な人が出たら我々はもう大勢の人数ということも、それは思imasけれどもう人口が減って、毎年人口は減っていきます。そういうことやっていただきたいと思imas。

山本会長 はい、谷口さん。

谷口委員 理想から言うと私は14で結構だと思imasますが、16人が多いようですのであえて反対はいたしません。

山本会長 はい、宮本さん。

宮本(芳)委員 はい、私も原則的には人数は14人でいいと思imasますがこれ人数割りにいたしますと、日吉は16であっても14であっても2名じゃないかというふうな心配をいたしますが、地域の意見を反映するという意味では、若干の人数も必要ではないかというふうに考えまして、大多数の意見に賛成いたしたいというふうに思imas。

酒井委員 14名でいいんじゃないかと私は思imas。

山本会長 14名説ですね、はい。入田さん。

入田委員 私も14人で。なれば、14人で16人分の仕事をしていただく方を。

岩本委員 同じく14人で。

山本会長 皆さん方のご意見を聞かせていただきました。お聞きいただきますように圧倒的に16が多いようでございますが、14という意見もございますので、二つの案ということでお持ち帰りいただいてご協議をお願いしたらと思いましたがいかがでしょうか、いけませんか、絞りますか。そうしたら圧倒的に多いわけでありまして、これは三分の二を超えていると思うので、16は、もう決をとりませんが16でご相談いただきましょうか。

協議会ではこういう様子であったと、全員の意見集約すると16が圧倒的にもう三分の二を超えております、で中に14があったということでご協議をお願いしたいと思えます。

続きまして、選挙区の問題でありますけれどもこれも原則論、それから初回の選挙に限り小選挙区という案があるわけではありますが、この点についてご意見をいただきたいと思えます。お願いします。坂本さんどうぞ。

坂本委員 選挙区は冒頭にも出ておりましたけれど、やはり小選挙区やらないほうがいいと、大選挙区でやるほうがいいと思えます。という理由もひとつあるんです。この2町1村の時も、非常に日吉村の代表議員が小選挙区にしないと少数になってしまうということで心配をしておりました。大選挙区にすれば大体日吉村から広見町の方に転出をしている人が非常に多いですから、広見の候補者が日吉の有権者を獲得することは非常に難儀なことだけど、日吉の候補者が広見の有権者を獲得することは容易にできると思えます。だから小選挙区にすると2.数人2になってしまいますから、それよりも大選挙区にすると、日吉村出身の議員は4人くらいできるだろうと私は思えますから、これは大選挙区にするほうが非常に結果的に公平になるし、住民も安心をするだろうと思えますから、大選挙区にすべきだと思います。

山本会長 日吉の方から一つ、またご意見。はい、山本委員どうぞ。

山本委員 確かにお考え分かるんですけども、住民の感情からいってなかなかそうはいきませんで、できたら小選挙区にして原案はこれ1回通りですので、次の時からは選挙区変わりますので、そういう心配ないと思えますので、やはり住民の考え方も聞き入れて是非共いただきまして、恩情があるならば2.なんぼよりも、4名も5名もくださるかもしれませんので、そこら辺も考えていただきたいと思えます。

山本会長 はい、どうぞ。

- 坂本委員 会長、事務局に尋ねますけど、特例法を適用したら日吉村の人口からいって4人も5人もいうことには絶対なりませんので、2人、最高で3人ですから、勘違いをしないように。
- 河野委員 選挙区につきましては、私は大選挙区がいいと思います。その理由としては、できるだけ早く合併の趣旨にのっとって住民に馴染んでいただくと、議員さんも同時に馴染んでいただくということが、大切ですのでそういうふうをお願いをしたいと思います。
- 山本会長 日吉お願いします。
- 山崎委員 せっかく心一つにして合併をした町でございますから、私は一選挙区で戦った方がいいと思います。
- 山本会長 どうぞ、広見。
- 松本委員 私も基本的には一選挙区、といいますがやはり先ほどから出ておりますように、人数を決めると二人なら二人ということにすると、何か決めるときにも問題が起きる感情的にもなりかねないということで、いずれはしょっぱなだけ小選挙区ですよ、次から大選挙区ですよといってもいずれ切り替えなければいけない時期が来るわけですから、この際に最初から気持ちのいいことで、もう大選挙区でスタートすべきじゃないかなというふうに思います。
- 山本会長 はい、ありがとうございます。どうぞ。
- 馬木委員 1回限りという特例よりも、もうこの際大選挙区でやるほうがいいのではないかと思います。
- 山本会長 大選挙区でね。どうぞ広見町。
- 松田委員 私も、初めは小選挙区がいいかなと思っておりましたら、お話を聞いておりましたら、日吉の方からやはり一選挙区でやってはどうかという意見が出てまいりましたら、やはり広見町としても大きな町で一緒にしてもらいたいという思いがありましたので、一選挙区でお願いいたします。
- 山本会長 どうぞ、宮本さん。
- 宮本(幸)委員 やはり、全町一区といえますか最初からそういうふうに心構えをして、

新町の《聞き取り不能》をしてもらいたいと思います。

山本会長 二宮さんどうぞ。

二宮委員 私も、同意見で大選挙区でやってもらいたいと思います。

山本会長 宮本芳春さん。

宮本(芳)委員 先ほど来選挙区の問題なんですが、大選挙区でやれば日吉から4人も5人も出られるというありがたい話もありましたけれども、逆の立場もあるわけございまして、全然出られないというふうなことも含まれるわけございまして、私は一期限りではございますが、一応選挙区をお願いしたらいうふうに思っております。

山本会長 山下さんどうぞ。

山下委員 失礼します。松田議員さんもおっしゃっておられましたが、日吉の方から大選挙区でという意見も出ました。私も最初は小選挙区のほうがいいかなと思ったんですけども、日吉の方からそういう意見が出ましたので、合併と同時にということで大選挙区をお願いします。

山本会長 日吉、入田さん。

入田委員 私も、大選挙区でいいと思います。仮に今宮本委員が言われたように日吉の方から議員さんがおられないとしても、かといって、日吉をなおざりにするということはありえないと思いますので私はせっかく合併するので、もう枠をなくして大選挙区でやるべきだと思います。

山本会長 谷口さん。

谷口委員 大選挙区がいいと思います。小選挙区にしますと、日吉はなんぼ努力をされても2名以上は取れないということになります。大選挙区で戦っていただきたいと思います。

山本会長 日吉、大森委員。発言してください。

大森委員 これは大変失礼な発言になるかも知れんですが、仮に小選挙区にして日吉に割当てをいくらかもらっても、せいぜい2名か3名だろうと思うんです。その変な話ですがそういう恩を受けて、日吉村に2名割当てしているじゃないかというふうなことを言われるよりかは、堂々と一選挙区にし

て広見の方の票もいただき、こちらからも広見の方に投票もしまし
うし、そういうことで入り混じった中で、新しい18人なら18人、16
人なら16人の議員さんの後には日吉村全員があるんだよという形にした
ほうが私はいいいんじゃないかと思imasるので、全町一区ということによ
ろしいと思imas。

山本会長 はい、広見町酒井委員どうぞ。

酒井委員 やはり日吉のために大選挙区のほうがいいと思imas。

山本会長 ありがとうございます。芝委員どうぞ。はい、分かりました。

岩本委員 日吉の委員さんの意見を尊重し、大選挙区がいいと思imas。

山本会長 はい、ありがとうございます。全員のご意見を賜りました。これも圧倒
的多数で一選挙区ということでございますので、これを原案としてお持ち
帰りをいただきたいと存じます。それでは第4項につきましては、これは
もう常識論でございますので、これで置かしていただきまして、この協議
第6号につきましては、全案件を継続とさせていただきます。ご異議ござ
いませつか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。それでは再度申し上げますが、3月定例
議会の間にご議論いただき、4月の会の時にはそれぞれの町村の原案と
いいますか、それをお持ち寄りいただきたと思imas。

ここで10分ばかり休憩をさせていただきます。再開を4時といたしま
す。

(休憩)

山本会長 再開します。

協議第7号地方税の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を
求めたいと思imas。

宮本班長 失礼いたします。会議資料の6ページをお開きください。協議第7号地
方税の取扱いについて、地方税の取扱いについては、1税率については、
各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。2納期については、平成
16年度については旧町村の例により、平成17年度から、新たに納期を
定めるものとする。3納期前納付に対する報奨金については、1円未満切
捨てにより算出した額とする。4納税組合に対する納税奨励金制度は廃止

の方向で検討する。基本調整方針としましては、きほく合併協議会では松野町に集合税がありまして、その取扱いについて記載をしておりましたが、広見町・日吉村では集合税の方式は採用しておりませんのでその表現を削除いたしました。その外は同じであります。

内容についてご説明いたします。参考資料の13ページをお開きください。項目別調整方針にあります留意事項及び根拠法令、先進事例については、きほく合併協議会と同じ内容でありますのでお目通しをいただいて、省略させていただきます。17ページをお開きください。個人町村民税、法人町村民税、固定資産税の納期につきましては、地方税法に定められた4期として、平成17年度から統一をしますが平成16年度中はそれぞれの納期とします。税率につきましては、これまでどおり標準税率とします。軽自動車税につきましては、税率は標準税率で、納期は日吉村の例によります。たばこ税、鉱産税、特別土地保有税につきましては、現状のまま新町に引き継ぎます。入湯税につきましては、現状では広見町にしか温泉がなく現行のまま新町に引き継ぐことといたします。

ナンバープレートの再交付にかかる弁償金は実費相当分ということにしまして、日吉村の例によることとします。納期前納付これ前納報奨金になるわけなんです、奨励金を1円未満切り捨てた金額として新たに規定をいたしたいと考えております。

また、納税奨励金につきましては、既に広見町は廃止をされており、日吉村でも平成16年度から廃止の方向で調整がなされております。これらは具体的調整方針につきましても、松野町の集合税方式というものがありませんでしたものを除いた外は、きほく合併協議会で説明を申し上げた内容とは中身が同じであります。以上であります。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。これから質疑、ご意見をいただきたいと思っております。はい、どうぞ坂本さん。

坂本委員 この件については、確認してよろしいと思っております。

山本会長 事務局の説明にもございましたように、もう大部分ほとんどが前回の協議の内容と同じであります。坂本委員のご発言に皆さんご賛同いただけますでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 全委員のご異議ございませんので、本案につきましては原案のとおり確認と決定いたします。

続いて、協議第8号地域審議会の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を求めます。

松本班長

失礼をいたします。会議資料7ページになります。協議第8号地域審議会の取扱いについて 地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとするという提案であります。別紙につきましては1枚お開きいただきまして、8ページ9ページに地域審議会の設置に関する事項といたしまして記載をしております。地域審議会の制度は合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念がありまして、そのことが合併の推進の障害になっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるようにと、創設されたものであります。

その第1条で審議会の設置を規定をしております。審議会につきましては、広見地区地域審議会、これは合併前の広見町の区域を設置区域とするものであります。次に日吉地区地域審議会、これも合併前の日吉村の区域を設置区域とするもので、それぞれの旧町村に地域審議会を設置することとなります。

それから、第2条で設置期間を合併の日から平成27年3月31日までとすると規定をしております。次に第3条所掌事務として新町建設計画の変更に関する事項、それから新町建設計画の執行状況に関する事項等規定をしております。

第4条では組織といたしまして、審議会は、委員15人以内をもって組織すると規定しております。次に第5条では委員は、当該地域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから町長が委嘱するというところで、公共的団体の役職員、学識経験者から委嘱するとしています。

その外、きほく合併協議会で確認した内容等に変更等はありませんので、説明を省略いたします。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ松本委員。

松本委員

この件につきましても、確認でいいのではないかと思います。

山本会長

松本委員の方から、今のようなご発言がありました。皆さん方ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

山本会長

ご異議ないようでございますので、本案につきましては原案のとおり確

認と決定いたしました。

続いて、協議第9号新町建設計画について、本案を議題として事務局の説明を求めます。

宮本班長

失礼いたします。会議資料の10ページでございますが、協議第9号新町建設計画について、新町建設計画については、新町建設計画策定小委員会において検討し、協議会で協議するとしております。新町建設計画につきましては、この会の冒頭にも新町建設計画策定小委員会の坂本委員長から小委員会の報告がありましたように、現在策定中であります。策定のスケジュールとして11ページに協議第9号資料として付けておりますが、県の意見集約等を行い小委員会で内容検討をし、合併協議会で確認をいただき、県との正式協議を行うと、これを大体7月に設定をして作業を進めてまいります。8月の調印に間に合わすように作業してまいりますので、小委員会で検討協議されました内容につきましては、その都度合併協議会で委員長から報告いただくことにいたしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見をいただきたいと思います。本案につきましては、先刻の11号報告で坂本委員長さんの方からございましたように、今後において県との協議を進める中で煮詰まり次第この協議会にかけていただくということというふうな運びでございますが、お手元の11ページのスケジュールのように、ことが運べば8月には調印かなというふうに思っておりますが、こういうことで基本線を踏襲するということでご意見なければ確認いただきたいと思いますわけですが、いかがでございましょうか。原案のとおりで、確認ちょうだいできますでしょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございます。それでは協議第9号につきましては原案のとおり確認と決定いたします。

続いて、協議第10号特別職の職員の身分の取扱いについて、本案を議題として事務局から説明をいたします。

松本班長

会議資料の12ページをお開き願います。協議第10号特別職の職員の身分の取扱いについて提案いたします。特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。1町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。2教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資

産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。3 審議会・委員会等の附属機関については、2 町村に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1 町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。5 新町の長の職務執行者については、合併までに2 町村の長が別に協議して定めるものとするという提案であります。

新設合併の場合、町村長、助役、収入役、教育長、各種審議会の委員などの特別職の職員は法律で定められているもの以外は全員その身分を失い、新町において新たに選任されることとなります。また、新町の町長が選挙されるまでの間は、合併までに2 町村の長が協議して定めた町長職務執行者が職務を執行することとなります。

なお、教育委員会の最初の委員、議会において選出されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員については、町長の就任を待たず合併時に特別に選任することとなります。監査委員につきましては、特別選任の手続きがありませんので、町長の就任を待って選任することとなります。以上よろしくご審議ください。

山本会長

以上で説明がございましたが、一つ脱字がございますので挿入をお願いしたいと思います。

5 項「新町の職務執行者」となっておりますが「新町の長の職務執行者」長が抜けておりますので、一字挿入をお願いします。

ご意見、ご質疑ございましたら、いただきたいと思っております。

この案も前回と変わっておりませんが、いかがでしょうか確認をいただければでしょうか。

全委員

異議なし。

山本会長

全員の方の承認をいただきましたので、確認と決定させていただきました。

続いて協議第11号条例、規則等の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を求めたいと思っております。

松本班長

会議資料の13ページになります。協議第11号条例、規則等の取扱いについて提案いたします。広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例・規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。条例、規則等の制定については、次

の方法による。1 2 町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容調整を行う。2 1 町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って内容調整を行う。4 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の区分による。 合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。 町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるもの。 各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するものという提案であります。

このうち、4 番の 町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるものとしたしましては、議会の委員会条例、議会会議規則、議会事務局設置条例など議会内部組織に関する条例あるいは、規則、それから監査委員の規程等があります。それから の各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するものとしたしましては、現在、税条例とか国民健康保険税条例などが、それぞれ納期限とか保険税率等が違いますので、暫定的に施行していかなければならないのではないかとこのように考えております。

なお、新町において制定いたします条例、規則、規程、要綱、それから訓令、告示を含めますけれども、これらにつきましては、現在例規の第一次原案作成に向けて調整を行っている段階です。松野町が離脱いたしましたために例規の調整方針を再検討するという作業が生じましたけれども、その分原案作成が遅れておりますが、今後第一次原案作成検討、さらに第二次原案作成検討を行いまして、最終の新町例規案は10月末ころを目標といたしまして作成したいというふうに考えております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長 説明が終わりました。これから、質疑ご意見をちょうだいしたいと思います。この案につきましても、2 町 1 村の協議内容とほとんど変わっておりませんので、説明のとおりご承認いただけますでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 格別ご異議ございませんので、原案のとおり確認と決定させていただきまます。続いて協議第12号組織及び機構について、本案を議題として事務局から説明をいたします。

松本班長 会議資料14ページに移ります。協議第12号組織及び機構について提案をいたします。1 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の

庁舎を有効活用したものとする。(1) 日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。(2) 現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。2 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。3 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

【新町における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。(1)住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構 (2)住民の声を適正に反映できる組織機構 (3)簡素で効率的な組織機構 (4)新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (5)指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構 (6)地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構 (7)本庁と支所からなる組織機構という提案であります。

新町の組織機構につきましては、事務の効率化と住民の利便性の均衡を図りつつ、本庁においても支所においても、住民に合併前と同じような対応と手続のしやすさ簡素化が図られるようにしなければならぬと考えます。また、一方で厳しい財政状況を踏まえまして合併後に過大な組織とならないように、さらには適正な定員管理計画のもと、総人件費を抑制しつつ十分に配慮した組織及び体制とすることも重要なことであることから、財政面及び事務の効率化を図りながら、住民サービスの低下を防ぎ、住民の利便性の維持に最も適した本庁及び支所機能を構築するものであります。

また、事務の効率化及び住民の利便性を図るため、支所でほとんどの手続が完了し、また対応できるようなコンピュータネットワークの整備を行い、地域住民の利便性を維持し向上できる体制とします。

このことから、新町の組織機構については、今ほど提案いたしました基本調整方針に基づきまして構築することとしております。また、現在組織機構につきましては、専門部会で検討に入っておりできるだけ早い段階で、組織の概要をご報告したいと思っております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長

以上で説明が終了しました。ご質疑並びにご意見をいただきたいと思います。どうぞ、山崎委員。

山崎委員

この提案組織につきましては、物件組織と人的な組織この二本があるんじゃないかならうかと思っておりますが、物件組織については1項目でうたわれておりますけれども、あと2と3について人的、いわゆる理事者そしてまた特

別職等の関係をうたわれておるわけですが、特に住民サイドから見ますとこの組織あるいは機構が一番、住民サービスが低下しないような、いうふうなことにうたわれておりますけれども、住民から見ますと一番心配になることではなからうかというふうに判断をいたします。ただこの型どおりの提案よりも、やはりもう少し深く掘り下げて住民サイドから見たサービスの向上、このことを目指して協議をする必要があるのではなからうかというふうに私は考えますが、事務局の方の考えをお聞きします。

山本会長 今の点につきましては、事務局から申し上げます。

高田事務局長 ご質問ごもっともだと思いますが、本日ここへ提案する段階には至っておりませんが、具体的に組織図をこしらえて、どこにどういうふうに配置をするかというふうなことを、今後早急に検討をしてみたい、いうように思っております。組織っていうのは、今申されましたように住民サービスと申しますか、住民の便益をどういうふうに生かす、保つかというか、組織とはそういうふうな私は生き物だというふうに捉えておりますが、今後そういう組織がどういうふうに地域住民のサービスのために生きてくるのか、活かされてくるのかその辺を十分注意しながら今後組織づくりを考えていきたい、いうふうに考えております。そういう組織ができ次第皆様の前に提案をしたいというように考えておりますので、しばらくお時間をいただいたらと思います。

山崎委員 了解しました。

山本会長 ただ今の説明のとおりであります。調整案につきましては文言形式になっておりますので、できるだけ早い時期に具体的にお示しのできる組織図、これを中心に皆さん方にご説明申し上げる段階が来ようと思っておりますので、そういうことをご了解いただきたいと思っております。

芝委員さん、先ほどご心配のありました点について再度ございましたらどうぞ。

芝委員 基本的な私の考え方を申し上げたので、名称には私はこだわっておりません。今説明されたように、現実的にその新町の組織の構図が示されたときに、いろいろな議論を申し上げたいと思っておりますので、この場では別に申し上げることはございません。

山本会長 はい、ありがとうございました。

この点につきましては、第1項の(1)でございますように、日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管して、そして現行組織から管理機能を除いた組織を、原則として支所に残すという表現でございますので

そう極端にご心配の向きはないんじゃないかと思っているところがございます。文章表現でございますから、具体性には当然欠けるわけですが、できるだけ早い時期に組織図をお示しして、どういうスタイルになるのか、そういう手はずにいたしておりますので、今日の調整案につきましてはこの表現でご確認いただければありがたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ坂本さん。

坂本委員 先ほどから意見がありますように、新町の組織及び機構が現在のそれぞれの庁舎を有効に活用すると、そこに人員をどういう配置にするのかということまで具体的なものができなかつたら確認できないというようなものではないですよ。だから私はこういう方式で本庁支所を活用して住民の福祉増進に努めるということの精神で、この機構が示されておりますから、これで確認してよろしいんじゃないかと思えます。

山本会長 はい、ありがとうございます。適切なお発言いただきました。趣旨はあくまでも住民サービスの低下は防ぐと、これ当然であります。そういうことで、最大限に両施設を活用する中で対応するというところでありますので、原則論でございますが、ご異議なければ原案で確認をちょうだいしたいわけではあります。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 ご異議ございませんね。ありがとうございます。それでは協議第12号につきましても原案のとおり確認と決定させていただきます。

協議第13号一部事務組合等の取扱いについて、本案を議題として事務局から説明をいたします。

松本班長 会議資料15ページに移ります。

協議第13号一部事務組合等の取扱いについて提案をいたします。

1 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。2 鬼北土地開発公社については、新町として、引き続き加入するものとするという提案であります。

現在2町村が加入しております一部事務組合といたしましては、愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県自治会館管理組合、愛媛県町村議会議員公務災害補償組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び宇和島地区広域事務組合があります。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項において地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となる土地等の取得及び造成その他管理等を行うため設立されたものでありまして、

設立には議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないというふうになっております。この鬼北土地開発公社につきましては、三間町、広見町、松野町、日吉村の4町村が加入をしておりますけれども、三間町につきましては宇和島市等との合併の前日までに脱退ということになります。また松野町につきましては合併協議会から離脱はされましたけれども、鬼北土地開発公社には現在加入されております。したがって、新町として引き続き鬼北土地開発公社に加入をするという表現とさせていただきます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長 説明が終わりました。ご質疑並びにご意見をちょうだいしたいと思います。

この案につきましても全く、前回の協議と同一でありますのでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、全員のご異議ございませんようでございますので、確認と決定いたします。

協議第14号補助金、交付金等の取扱いについて、本案を議題とし事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼をいたします。会議資料の16ページをお開きください。協議第14号補助金、交付金等の取扱いについて、現在の2町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平的な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとするしております。

基本調整方針につきましては、3町村であったものが2町村に変わりましたのでその点についての変更を行っております。内容のご説明を申し上げます。参考資料の39ページをお開きください。そこに記載しております留意事項及び根拠法令、先進事例につきましては、きほく合併協議会の資料と内容は同じでありますので、お目通しいただいて省略をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして41ページから42ページにかけて、平成13年度の2町村のそれぞれの業務における補助金の支出状況について、記載をしております。これはあくまでも13年度中に支出をされた実績ということで、これから支出をするというふうなものではありませんので、その点ご確認をお願いしたいと思います。具体的調整方針につきましては、内容の変更はなく平成16年度については、各町村予算での団体補

助金を適用するが、平成17年度当初予算からは、各団体の統合状況及び、活動状況等を参考にし、行政改革推進及び補助金等の支出の適正化の観点から、他団体補助金等との整合性も勘案し新たな基準により調整を行うとしております。これも前回と同じく平成16年度につきましては、それぞれの町村におきまして当初予算で計上した団体補助金についてその年度はそのままとして、新町における平成17年度予算から新たな基準により補助の見直しを行おうとするものであります。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

説明が終わりました。ご質疑並びにご意見をちょうだいしたいわけですが、参考資料でございますように、かなり広範囲にわたって団体助成金等出ておりますが、これは現在16年度予算編成中でございますが、大変な財政危機でございますのでずいぶんこの資料から見ますと変わってくると思っておりますが、いずれにいたしましても17年度以降は速やかに調整をしようというふうなうたっておるわけでありまして、この件につきましては、先般の2町1村の協議会でもずいぶん議論をちょうだいいたしました。あくまでもやはり公益性があるかどうか、その団体の存在価値をどう認めるのかというふうなところに議論は尽きろうと思っておりますが、今日のところは文言形式になっておりますけれども、こういうことをご提案申し上げて確認をいただきたいというふうにご考えておるところでございます。

委員

原案承認します。

山本会長

はい、ありがとうございます。原案承認の声をちょうだいいたしました。ほかにございませんか。はい、全員の方のご異議ないようでございますので、協議第14号につきましては、原案のとおり確認と決定させていただきます。

続いて協議第15号行政連絡機構の取扱いについて、本案を議題とし事務局の説明を求めたいと思います。

松本班長

それでは会議資料の17ページに移ります。協議第15号行政連絡機構の取扱いについて、提案いたします。行政連絡機構（区長・組長制度等）については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から調整するという提案であります。ここで参考資料の45ページをお開き願います。ここで行政連絡機構の取扱いということで、現況をお示ししておりますが、この中で表の中ほどに報酬という欄がありますけれども、これにつきましては、広見町・日吉村それぞれ区長、組長報酬等若干違いがあるようでありますので、これらのことも含めまして16年度は現行のとおりとしますけれども、16年度中に報酬等の調整協議を行わせていただきまし

て、平成17年度からは調整した内容に基づいた行政連絡機構とするものとして提案をするものであります。以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長 説明が終わりました。ご質疑ご意見をいただきたいと思います。提案いたしておりますように16年度は現行のままいかせていただいて、17年度は調整しようという案であります。中身につきましてはかなり差異があるかと思っておりますけれども、これは新町になりましてからの調整にさせていただくといことでございます。

坂本委員 会長。

山本会長 はい、どうぞ坂本さん。

坂本委員 この件については今説明がありましたように、それぞれ1町1村の中には均衡を失したものもございますから、これは合併協議会においてそれを適正にという議論をしなくても、行政の責任で16年度中に適正調整をされるということが義務ですから、義務的な受け止め方を行政が持っていて、原案を協議会としては確認してよろしいんじゃないかと思っております。

山本会長 はい、ありがとうございます。ほかにございせんか。これはお説のとおり当然ながら調整を図るべき内容であります。そのほか取り上げれば1町1村それぞれの歴史的背景がございますから、差異はございますけれども新しい町になる以上はできるだけ速やかに調整を取りたいというふうに考えております。原案でご承認いただきましょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ご異議ないようでございますから、協議第15号につきましては確認と決定させていただきました。

続いて協議第16号町字名の取扱いについて、本案を議題とし事務局から説明をいたします。

宮本班長 失礼をいたします。会議資料の18ページをお開きください。協議第16号町字名の取扱いについて、大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の46ページをお開きください。項目別調整方針のこれも留意事項、先進事例につきましては、きほく合併協議会での内容と同じでありますのでお目通しをいただいて、省略させていただきます。基本的に大字名はその地域、地域の過去からの歴史

や文化が染み込んでおり、地域の方々にもそれぞれ愛着のある地名だと考えております。また、今回の合併に伴い同じ大字名はありませんので、郵便物の配達等に必要な住居表示や土地の表示にも影響はないと考えられます。そのため合併による変更等は必要なく、従前のまま新町に引き継ぐことが良いと考えております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ご所見をお伺いしたいと思いますが、これにつきましても。 どうぞ二宮さん。

二宮委員 質問いいですか。

山本会長 どうぞ。

二宮委員 大字というのは省くことはできのでしょうか。

山本会長 この件については事務局所見を。大字という二文字ですね、これを省略ということでしょう。

二宮委員 はい、合併の際に。

宮本班長 これは、細かく調整をまたしていかないといけないですが、字区域それから大字名称、町名の名称につきましては、知事に届け出まして官報に掲載をされて、それでその効力が発生しましたら、その後土地登記簿とかいろんな書類についてもすべてやり直しというふうな状況が発生してきます。大字というのは大字近永、大字下鍵山というようにそれぞれの地名の冠詞として大字という言葉がついておるといふふうに理解をしておりますが、この点につきましても行政的な手続を踏まえれば、省くことはできるというふうに考えております。

今回の合併の際にのけてしまうのがいいのか、それとも一つの町になってすべての大字について、大字というものは全て抹消しますよという届出をして承認をいただくほうが手続的にいいのか、その点につきましては、行政的な手法がございますので、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

山本会長 今回の説明でいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

二宮委員 はい。

山本会長 入田さん、どうぞ。

入田委員　　これはちょっとささやかな希望なんですけど、私どもの日吉で若い者の中から日吉村の日吉という字をどこかに残してもらえないかという声をいろいろ聞くものでして、この際この参考資料の先進事例をのぞきましても、南宇和合併協議会の中の一本松町の方に、一本松というのが新たに加わっておるのも見受けられますので、どうかそういった形で日吉というのを、若者の中からそういった主張がありまして、この協議会で委員さんのご同意を得られるのであれば、事務局の方でもう一度考えていただければと、あくまで地域エゴとかそういった類のものではないんですが、ささやかな希望として、この会で提案させていただきます。

山本会長　　芝委員さん。

芝委員　　入田委員さんとの非常に関連が深いご質問を申し上げたい、このように考えますのでかまいませんでしょうか。入田さんへのご返答の前に、私の方からもそれに関連する一つのご要望を出したいとこのように考えておるわけですが。

山本会長　　はい、どうぞ。

芝委員　　先日もちょっとそういうことで、それだけではないんですけれども、合併協議会の委員さんと議会議員と懇親会がございました。別にまとまっただろう、ああしようということではなかったんですけれども、それぞれの意見の交換会がありまして、今入田さんの方から出されたような日吉という非常に貴重なといいますか、特に山奥のこの日吉村でございますので、この日吉という名称に対する愛着が非常に強いと、それでこの新しい町名の下に大字を廃して各地域、ちょっとこれは奇異な提案というふうにお受け止めの方も多いと思いますけれども、我々としては一生懸命なんですけど、変形になりますけれども大字を廃して、仮に今までどおりのきほく町ということになれば、きほく町日吉上大野というふうに、そして下鍵山はきほく町日吉下鍵山と、こういうふうに字名をしてもらってはどうかという意見の方も多数おいでだったようでございました。私もちょっと奇異な感じはするけれども、馴染んでみればそれもいいのではないかと、あくまでも日吉に生まれて、日吉に育ってずっと今からも日吉の中で生きていかれる方々への、一つの遺産として私はこの日吉という名称を各地域の上に冠したいと、かぶせて字名にしたいと、このようにしていただきたいというふうにご提案するものでありますけれども、よろしく取り計らいをお願いします。

山本会長　　今のご意見ですが、事務局に注文つけたいのですが、大字という二文字

をのける作業、私の記憶では日吉でも過去にあったんです。これをのけることによって、お互いが宛名書きをしても二文字省略できるじゃないかということで検討に入ったんですが、これ今ありましたように戸籍簿、住民票全部修正していかないけんのですよ。そういうことに行きあたって実は頓挫しとったわけですが、可能なれば大字という二文字をのけるとことは、制度上可能ではないかと私思うのですが、検討してもらいたいと思います。それは確かに労力的にかなり省けますから、年賀状書きましても。書かなくても届きますけど。十分届きますけど、あえて大字つける必要があるのかないのか、今日的に。それは大抵議論してもいいと思います。ただ、日吉下鍵山、日吉上大野にすると、広見小松、広見近永というふうなことになるとバランス的にどうかなと思うんですが、そこらやはり広く日吉だけに限らず全体の中で議論していかないと、どうかなと私思うんですが。いかがでしょう。

先ほど一本松の話が出ておりますが、この説明からいくと正木、増田、小山、中川、広見、満倉とありますが、それに上大道と一本松が加わって大字の範囲を広げたといえますか増やしておりますね。だからどこかの地域が分かれたというか何かそういうことになってるんじゃないかと思いますが、全体を一本松じゃなしに、一本松という字名が新しく生まれたということですね。

入田委員

私も個人的には、仮にこれがお許しいただけるのであれば、そういった形のほうが新町誕生の一体感、これ全部に日吉、日吉と付けるのもどうかなと思うんですが、ただ私の希望としては一本松のようにどこかに日吉をささやかで結構ですので、何か残させていただけたらと思うんです。

山本会長

まず字名の変更が法律的に可能かどうか、合併までにそれをしてないと後一切認めないというのか、その辺のことを一応調査をして欲しいと思います。合併後でもできるのであれば、これは検討していい話でございますから。ただ、今般の合併調印までの間にそれを整理しておく必要があるのかどうか、そこらも含めて検討させていただきたいと私は思うのですが。

宮本班長

ただいまの件につきましては、細かく調査をもう少しさせていただいて、ご返答させていただきたいと思いますが、大字をのけて日吉を入れれば字数は同じかなというふうにも思います。広見が入っても大字の替わりに広見が入るので字数は同じというふうなことになろうと思います。それから大字の区域の変更それから名称の変更というのは、合併の時期じゃないとできないということはありませんので、今現在やりますと、広見町と日吉村で別々に手続をしながら、県の方に申達をしなければなりません。合併後に行えば一つの町で1回の手続で済むというふうなこともございます。そこら辺もありますし行政的な手法もございますので、十分に事務局

のほうでも検討させていただいて、そこら辺は調整させていただきたいというふうに考えます。

山本会長 入田さんそれで、よろしいですね。
はいどうぞ。

松浦委員 すみません。私がものを言うと思いやりがないと言われますので、余り言わないつもりでおるんですけども。今、広見町は旧1町4村で50年近くなりますが、やはり好藤は好藤、三島は三島っていう名称というのは絶対消えません。それはなぜかという、ご承知いただいておりますように、地域の皆さんのやる気を起こすためには、その地域のやはりいろんな行事も独自性を持ってやっていただく、ということになりますと、敬老会にいたしましても、運動会にいたしましても好藤地区運動会、好藤地区敬老会ということでごさいます、予算もそれなりにずっと配分をいたしております。で、その思いはあまりありすぎても合併にはよろしくないんですけども、50年経ってやはり変わったのは先輩の言われるのは、やはり中学校を統合してから本当に広見町になった。やはり10年間にはいろんな時代背景もありますけれども、地区の思いというのが強く出すぎておったんではないかというふうに言われておりますが、現在はそういうのはひとつもありませんけれども、やはり三島、愛治、好藤、泉、近永っていうものは厳然として残っておりますし、皆さんの思いはそれで十分に伝わっておるのではないかというふうに私は考えておりますが、日吉村についてはまだ合併をされた経過がないわけですから、思いがあるのは当然だろうというふうに思っておりますけれども、やはりそこらも、もう一度これここで決めなくてもいろいろできるということでごさいますから、冷静にひとつ考えていただいて、日吉が付いてそしたら広見ということにはなりませんので、広見はそのへんのところは、日吉が付けたから一緒に付けてくれということにはならないと思っておりますけれども、十分協議をされてやはり合理的な判断をしていただくことのほうが、よりベターではないかと、名前よりも実質的に地域の皆さんがやる気を起こすような組織づくりというか町運営というかそういったものが大事なような思いがいたしております。決して思いやりないわけではございませんので、ひとつその点だけはよろしくお願ひします。

山本会長 ありがとうございます。確かに県内、県外を問わず今般の合併議論の中では、言うまでもなく地域の名称、庁舎の位置この二つがなかなか論争の的になっていると記憶しておりますが、そういう面からいくと今入田委員が言われたように、日吉というそのどういいますか、その固有名詞といひますかそれに対する愛着は、私は分からんでもないと思っております。松浦町長言われましたように、公民館活動これが非常に今後は今まで以上

に私、大事な時代が来ると思っておりますが、その公民館の名称は旧町、旧村の名称を使っております。三島公民館、好藤、愛治、近永等々でございまして、そういう面からいくと日吉公民館という名前が残ると思っております。したがって大字名は現在使っておる大字名を使って、地名はそれぞれの施設なりいうものにかぶせていうことで、例えばきほく町立日吉中学校、日吉公民館、日吉診療所、日吉夢産地というふうなことになるわけですし、決して日吉という呼称が消えてしまうわけではございません。そういうことも含めてご判断をいただきたいなと思っておりますが、お説は事務局も受け止めておりますので、検討させたいと思っております。

大字という二つの活字をのけるという問題と、それから現在の大字に旧町村の名前に関する大字名をつくっていいのかどうかという問題、これなかなか大きな問題ですので、合併協議会でとことん詰めて結論なかなか難しいと思っておりますが、今般の合併は提案させていただいております内容でご承認いただいて、新町になってからでもこれできない話ではございませんので、どうですかその辺はいけませんか。

どうぞ、坂本さん。

坂本委員

ちょっとお訪ねをしますけど、先ほど大字をのけたらどうかという意見がありました。私ものけたほうがいいと思います。何々町の北川、これでいいと思う。だから、それも差し支えないと思います。それから日吉から今二人から意見が出ました。大字日吉父野川下ということ、是非大字日吉を入れて欲しい。これも差し支えないでしょ、入れても。だから日吉の地域の住民がどうしても日吉ということは、やはり歴史文化のしみこんだ日吉だからということで日吉というものを表現したいということなら、それは合併協議会で入れたらいいんとかいいとか言わなくてもいいんじゃないですか。だから、この広見町でもたくさんあります。大字はのけたほうがいいと、何々町の北川、何々町の生田これでいいんじゃないかということが多いから、それも大字を削除することもかまわないが日吉村は大字日吉を入れて古名を入れたい言うのが、事務局で法的にかまわないというのならそういうことでやればいいので、このことにあまりこだわらなくてもいいと思いますけれども。ちょっとおかしいなと思うんだけど、あまり言いたくはないけど、広見町の大字名の中に日吉村の現在の大字名が同じような、例えば下大野というのが広見町にありますけれども、日吉村には上大野があって下大野がありませんし、同じ名前がないのにどうして大字日吉と入れないといけんのかなというような気もするけど、それにはあまりこだわりたいはありません。

山本会長

入田委員の発言は、全村民の集約した意見ではなくして、若者の会合の中でそういう意見があったというご披露でしょ。ですからそれはやはり全体の中で議論していただいて、妥当性があるとすれば坂本さんいわれたよ

うな方向で検討していただくのも結構ですし、まあそこまでやる必要ないんじゃないかということになれば、広見町と同じレベルできほく町大字のけてきほく町下鍵山、きほく町上大野というふうな使い方、こうなってくると思うんです。これは、ちょっと今日の段階では。

入田さんどうですか継続にしてというふうな強いご意見でしょう、どうもムード的には何人かおいでと思いますけど、日吉を冠することに対して賛成だという方もおありと思いますけど。

入田委員

この協議項目では従前のまま、新町に引き継ぐ、従前のままになっておりますが、極端な話をすれば、合併までにそれが変わってしまえばそれが従前のままになるのかなとも思いますし、そういう捉え方もできるのかなとは思いますが。先ほど事務局の方もおっしゃっていましたが、それは合併してからでもできるということ、それはそこで区切って合併で、それからでもできるということ、お伺いしましたので、この案件についてはそれが確認できれば私のほうでは異議ございません。

山本会長

日吉のほかの委員さん方どうですか。入田委員の発言に対して全面的にどういたしますか、賛成という立場でお考えでしょうか。その辺をちょっと確認させていただきたいのですが。

継続にするのか、入田さん言われたように発言はしたけれども、期限は別として検討してもらおうということを経済に確認というふうにおっしゃるのか、その辺を精査していただいて。

いいですか、それでは一部といいますか若者の方の会合の中でそういうご意見があったということをご紹介いただきましたので、そういうことを受け止めて、大字という二文字をのけることも含めて事務局で検討させて、日吉を付ける……（テープ切換え：聞き取り不能）……

ご異議ないようでございますが、そういうことで取り扱いさせていただきたいと思っております。したがって調整案のとおり大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐということで確認をさせていただきます。

時間が5時を過ぎたわけでありましたが、申し訳ございません。後数件となっておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

協議第17号慣行の取扱いについて、本案を議題とし事務局の説明を求めます。

宮本班長

失礼いたします。会議資料の19ページをお開きください。協議第17号慣行の取扱いについて、1町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。2町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。3名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。

ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。

内容をご説明申し上げます。参考資料の47ページをお開きください。項目別調整方針については、慣行の取扱いについての留意事項、先進事例を記載しておりますが、この内容につきましてもきほく合併協議会と変わっておりませんので説明を省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、現在の慣行について両町村の状況を記載し、具体的調整方針を記載しております。それぞれの具体的項目につきましてもきほく合併協議会での確認事項と同じであります。まず町村章及び花、木ですが現在の町村章とその意味及び町村の花と木を記載しております。今回の合併に際しましては、具体的調整方針としまして、町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するとしております。公募の方法については、今後この協議会を通じまして協議を行っていきたいと考えております。

次に町村民憲章ですが現在は広見町で制定されているだけです。具体的調整方針としまして、町民憲章は、合併後新町において定めるものとするとしております。

次に、町村の歌、踊りですが、両町村に町民歌、音頭が作成しておりますが、これにつきまして町歌は、合併後新町において定めるものとする。

現在の歌・踊りは、地域の歌・踊りとしてそれぞれ残すものとするとしております。

1枚めくっていただきまして、町づくりのシンボルマークですが、広見町にはありますが日吉村では作成をしておりません。具体的調整方針としましてまちづくりのシンボルマークは、合併後新町において定めるものとするとしております。

町づくりのキャッチフレーズですが、両町村共に作成されておりますが、これは長期計画とか建設計画の策定に伴い作られるもので、新たな計画ができると変わってきます。具体的調整方針としまして、まちづくりのキャッチフレーズは、合併後新町において定めるものとするとしております。

次に町村の宣言等ですが、両町村に各宣言が制定されており、それぞれに差があります。具体的調整方針としまして新町において検討のうえ定めるものとするとしております。

続きまして名誉町村民ですが、両町村とも名誉町村民の規定はあり、それぞれに名誉町村民が顕彰されております。具体的調整方針としまして、名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとするとしております。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ご質疑ご意見をいただきたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声がありました。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、全員ご異議ないようでございますので、本案につきましては調整案のとおり確認と決定いたします。

それでは協議第18号でございますが、本案につきましては前提案をいたしておりませんで、本日新しく提案をさせていただきました。農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて、本案を議題とし事務局の説明を求めます。

松本班長 それでは会議資料の20ページをお開き願います。協議第18号農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて提案をいたします。農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。新町の選挙による委員の定数は、20人とする。また、報酬の額は、合併時に調整する、という提案であります。

なお、この特例の期間につきましては、日吉村の農業委員会の委員さんの任期であります平成17年7月19日として提案するものであります。農業委員会委員の定数を20人とすることにつきましては、選挙による委員の定数は農業委員会等に関する法律第7条の規定によりまして10人から40人までの間で定めることになっております。新町の定数の基準は30人以内となりますが、今日の農業を取り巻く地域実情に応じた自主的かつ弾力的な農業委員会を運営するために定数を20人とするものであります。なお、選挙による委員数が21人以上の農業委員会については、農地部会を置かなければならない規定があり、部会の定数は15人となっております。農地部会を置くことによって、農業委員会の事務が分散されること、それから農地部会の委員の担当地域が広範になること等を考慮して、農地部会を置かなくてよい定数の20人としたものであります。また、各農業委員の担当地区につきましては、新町の在任期間中の農業委員会で事務処理要綱等を定めることとなります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

山本会長 説明が終わりました。ご質疑ご意見をいただきたいと思います。これも前回の協議とまったく内容は同一でございますのでご承認いただきましょう

か。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ご異議ないようでございますので、調整案原案のとおり確認と決定させていただきます。

以上で予定いたしました案件終わるわけではありますが、誠に申し訳ございません。実は冒頭にご審議いただきまして、継続と決定になっております町名の件ではありますが、継続と決定いたしましたけれども、お許しを願うならば、追加議案として小委員会の立ち上げだけ今日お認めいただければ、後の運びが非常によろしいかなというふうに思いまして、不手際でございますけれども、追加提案1件だけお願いしたいわけではありますが、いかがでございましょうか。小委員会の立ち上げだけをお願いさせていただきたい。そうしませんと次回3月に小委員会立ち上げになりますと、完全に1月ずれてきますので、できますれば今日お認め、そして構成をしていただければ、早速にも小委員会立ち上げて、取組について動いていただけますので、さようにさせていただきたいと思っております。ご異議ございませんまいか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。では早速事務局から追加議案を配布させていただきます。

(追加議案配布)

お手元に届きましたでしょうか。

それではご承認をいただきましたので、追加として議案第7号という形で出させていただきます。新町名候補選定小委員会の設置について、これを議題として、事務局から説明申し上げますのでご審議のうえ、ご承認をいただきたいと思っております。事務局お願いします。

松本班長 ご存知のように合併協議につきましては、今後5カ月程度で全項目を確認していかなければならないというふうな状況があります。その関係で本日協議第3号ということで提案をしておりました「新町の名称について」ですけれども、なかなか決まらないというふうな状況ですので、これについては次回決定するかどうか、ちょっと見通しがたたない状況でありましたので、新町名を選定する小委員会を設置して、その場で協議をしていただきたいということで提案をするものであります。

議案第7号新町名候補選定小委員会の設置について提案をいたします。資料の3枚目になりますが、設置要綱(案)を、掲げておりますので読み上げます。

(設置)第1条 広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)

に新町名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。(1) 2町村が合併した場合における新町の名称（以下「新町名」という。）の候補の選定 (2) 新町名の選定基準に関すること。(3) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関すること。(4) その他、新町名の選定に関し必要な事項

（組織）第3条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8人で構成する。(1) 規約第7条第1項第3号に定める委員 各町村1人 (2) 規約第7条第1項第4号に定める委員 各町村3人

（その他）第4条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成16年2月5日から施行するというものであります。

お認めいただきましたら次のページに小委員会名簿をつけておりますので委員の選出方よろしく願いしたらというふうに思います。

新町名称については、できましたら6月頃には決定をしないと調印等のスケジュールに支障をきたすということになりますので、その点ご了解のうえよろしく願いをしたらというふうに思います。

山本会長

以上で説明が終わりましたが、最後に参考資料として付けておりますので、お目通しいただければありがたいと思います。設置についてはご異議ないと思いますが、いかがでございましょうか。小委員会の設置、ご承認いただけますか。

全委員

異議なし。

山本会長

はい、ありがとうございます。それでは設置をお認めいただきましたので、早速に広見町・日吉村から4名ずつの小委員をご選任いただきたいわけでございます。しばらく休憩いたします。

（休憩）

山本会長

再開をさせていただきます。選考いただきましたので、広見町の方から事務局発表していただきたいと思います。

松本班長

それではそれぞれの町村から報告がありましたので、改めて報告いたします。3号委員といたしまして広見町松田八重子委員、日吉村山崎保委員、4号委員といたしまして広見町から二宮建一委員、山下一子委員、岩本益太郎委員、次に日吉村から渡辺文恵委員、宮本幸孝委員、宮本芳春委員以上8名の方々でございます。

山本会長

ただいま発表のとおり決定されました。お手数でございますが早速に委

員長と副委員長をご選任いただけたら、次回の招集がスムーズにいくと思うのですが、恐縮でございますが早速に休憩もう一度とりますので、今の方々でご選考お願いしたいと思います。

(休憩)

山本会長 お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きますが、事務局の方から委員長と副委員長さん発表していただきたいと思います。

松本班長 それでは発表をいたします。委員長に日吉村の宮本幸孝委員、副委員長に広見町の松田八重子委員が選任されましたのでご報告いたします。

山本会長 はい、以上のとおりでございます。大変お手数煩わしますけれども、よろしくお願いしたいと思います。できるだけ早く第1回の小委員会開いていただきまして、今後の取組についてのご審議を賜ればありがたいと思います。

それでは以上で議案を全て終わりますが、その他として次回のこの協議会の日程調整を行いたいと思います。お手元の資料のとおりでございまして、3月はお互いに定例議会をもっておりますので、それまでにとというふうに考えておりました、実は第1木曜日考えましたけれども、既に広見町におかれましては議会を開始されるというふうな運びになっておりますので、9日火曜日であります。午後2時から広見町民会館で開かせていただく、というふうに考えているわけでありまして、議会中でございますが、どうぞ日程調整お願いいたしましてよろしくお願いしたいと思います。

それでは以上で会議終わるわけでありまして、閉会に当たりまして副会長の松浦町長さんのほうから御挨拶をいただきたいと思います。

松浦副会長 失礼をいたします。大変たくさんの協議事項しかも重要な案件がございました。長時間にわたりまして大変お疲れでございました。本当に真剣な協議の中に何か温かみを感じながら、閉会のあいさつをさせていただくこと大変うれしく思っております。今後ともこういった気持ちで是非1町1村の合併が予定どおり進みますように、皆さん方のご協力をお願いしながら、我々もまた精一杯情報をオープンにして住民の皆さん方すべてにやはり深い関心をもっていただくような努力もしながら頑張っていきたいと思っております。よろしく願いをいたしまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

家森次長 以上をもちまして本日の会議日程全てを終了いたしました。どうもお疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人